

入札公告

下記について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び湖西市契約規則（昭和 57 年湖西市規則第 16 号）第 8 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 9 月 16 日

湖西市長

田内 浩志



1 入札に付する事項

(1) 入札番号

湖契第 D-7 号

(2) 件名

令和 7 年度シンクライアント端末等購入

(3) 入札形態

郵便入札（入札書による）

※湖西市電子計算機等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）を適用する。

(4) 概要

シンクライアント端末等（詳細は物件明細書参照）の賃貸借

(5) 賃貸借物件価格

25,349,000 円（税抜）

(6) リース期間

令和 7 年 12 月 1 日から 60 か月

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下に掲げる事項を全て満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者。

(2) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

(3) 湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でない者。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立

てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）に該当しない者。

3 設計図書の閲覧、入手

(1) 期間

この公告の日から開札の日の前日、午後5時まで。

(2) 方法

湖西市ウェブページからダウンロード

(URL: <https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/joho/gyomuannai/4/17507.html>)

湖西市ウェブページ→「組織一覧」→「DX推進課」→「業務案内」→「DX推進課入札情報」→「令和7年度 湖契第D-7号 令和7年度シンクライアント端末等購入（令和7年10月8日）」内の仕様書および様式・湖西市電子計算機等競争入札心得を閲覧・ダウンロード。

4 入札方法、入札執行の場所等

(1) 提出方法

郵送

※一般書留郵便、簡易書留郵便またはレターパック+等、郵便法による信書として提出できる方法に限る。

(2) 提出期間

日程：令和7年9月16日（火）から10月7日（火）まで

時間：最終日午後5時必着

(3) 提出先

湖西市 企画部 DX推進課（10 担当部署及び連絡先を参照）

(4) 提出書類

・入札書

※ 「入札書」様式を使用し、「入札用封筒」に内封すること。（入札用封筒作成方法を参照）

※ 月額を記載すること。

※ 契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

- ・使用印鑑届（様式第2号）
- ・市税の滞納等がない証明書交付申請書（写し可）（様式第3号）
※ 湖西市内に本店・主たる営業所を有する事業者、または湖西市内に契約事業者となる支店等を有する事業者のみ提出すること。
- ・消費税等の納税証明書
- ・履歴事項全部証明書（写し可）
※ 法人事業者のみ提出すること。
- ・身分（身元）証明書（写し可）
※ 個人事業者のみ提出すること。
- ・登記されていないことの証明書（写し可）
※ 個人事業者のみ提出すること。
- ・提出書類省略許可申請書（様式第4号）
※ 同一年度内で湖西市の行う入札に参加し、既に使用印鑑届・各種証明書を提出しているところは当該書類の提出で省略を許可する。
※ 省略を希望する場合のみ提出すること。

(5) 入札執行回数

1回

(6) 入札保証金

免除

(7) 入札条件

- ・動産総合保険を含むこと。
- ・パソコン等（物件明細書 明細1,2,3）はリース満了時に湖西市へ無償譲渡すること。
- ・ライセンス（物件明細書 明細4）は湖西市に対し許諾されるものであり、本リース契約満了後も引き続き使用できるライセンスについては、本リース契約満了後も、湖西市がライセンスを所有するものとする。
- ・固定資産税を含むこと（リース満了時に機器返却する物件に限る）。
- ・令和7年11月30日検収、令和7年12月1日リース開始とすること。
ただし、物品の納品状況により検収が12月中になった場合でも初回支払額（令和7年12月分）は日割計算を行わないこととする。

(8) その他

- ① 入札心得書を熟読し、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 書類に用いる言語は日本語とする。
- ④ 提出された書類は、返却しない。

5 開札

(1) 日時

令和 7 年 10 月 8 日 (水) 9 時 00 分

(2) 場所

静岡県湖西市吉美 3268 番地

湖西市役所 3 階 301 会議室

(3) 立会人

入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

立会いを希望する場合は 10 月 7 日 (火) 午後 5 時までに湖西市 企画部 DX 推進課 (10 担当部署及び連絡先を参照) に連絡すること。

なお、入札参加者の立会いがない場合においては、当該入札事務に関係のない湖西市職員が立会うものとする。

6 入札の無効

この公告の示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札心得に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となるべき同価格の入札者があるときは、くじ引きを行い、落札者を決定する。なお、くじ引きを行う対象となる者が出席している場合は代表者又は代表者の委任を受けているものが引き、出席していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わって行う。

(2) 低入札価格調査等に関する事項

① 調査基準価格の設定 無し

② 最低制限価格の設定 無し

8 支払い条件

(1) 前払い金

無し

(2) 支払い方法

当月分翌月末日払い

9 契約に関する事項

(1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

原則各社所定の賃貸借契約書を使用する。

消費税及び地方消費税の額を含んだ金額で契約する。

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約方法

契約期間の6ヶ月を一括で契約する。

10 担当部署及び連絡先

湖西市 企画部 DX推進課

住 所 : 431-0492

静岡県湖西市吉美 3268 番地

電 話 : 053-576-2312

F A X : 053-576-1115

電子メール:edp@city.kosai.lg.jp

湖西市電子計算機等競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、電子計算機等に関する財産の買入れ及び物件の借入れについて、湖西市契約規則（昭和57年湖西市規則第16号）第10条に規定する事項のほか、湖西市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあっては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあっては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書について疑義があるときは、市長が指定する方法により、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札をした者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

第7条 指名通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、市長が指定する様式による入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出して行うこと。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の効力)

第8条 指名競争入札において、入札の前日までに被指名者の過半数が当該入札を辞退した場合には、当該入札の執行を取りやめることができる。

2 前項において、入札の執行を取りやめた場合は、当該入札を辞退しなかった被指名者に別に適当な被指名者を追加して新たに入札を行うものとする。

(入札)

第9条 入札回数は入札公告に従うものとする。

2 入札書は、市長が指定する書式により作成し、封印の上、表面に「湖契第D-○号 入札書在中」

と明記し、裏面に入札参加者の住所又は所在地、及び名称又は氏名を記載して、公告又は指名通知に示した日時及び場所において提出しなければならない。ただし、郵便入札による場合は、公告又は指名通知に示した入札書到達期限までに一般書留郵便、簡易書留郵便またはレターパック+等、郵便法による信書として提出できる方法により提出するものとする。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

6 入札参加者は、あらかじめ内訳書の提出を求められた場合は、初回の入札に際し内訳書を提出しなければならない。ただし、郵便入札による場合は、指定する期日までに提出しなければならない。

7 前項の場合において、入札参加者から内訳書の提出がない場合又は内訳書の内容に不適当な点が認められる場合において、当該入札参加者の入札は無効とする。

（入札書の書換え等の禁止）

第 10 条 入札をした者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第 11 条 指名競争入札において、入札辞退等により入札参加者が 1 人の場合には、入札執行を取りやめる。

2 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

3 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

4 指名競争入札にあっては、入札をした者が 1 人のときは開札しない。ただし、指名競争入札以外の入札にあっては、この限りでない。

（開札）

第 12 条

開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札をした者を立ち会わせて行う。

2 入札をした者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、郵便入札による場合は、入札をした者及び当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせることができる。

（入札の無効）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者の入札
- (11) 同一事項の入札について 2 人以上の代理人をした者の入札
- (12) 内訳書の提出がない者の入札
- (13) 内訳書の内容が不適当と認められる者の入札
- (14) 再度の入札において初回の入札の最低価格を上回る入札をした者の入札
- (15) 一般書留郵便、簡易書留郵便またはレターパック+等、郵便法による信書として提出できる方法以外の方法で郵送した入札
- (16) 入札書の到達期限を過ぎて到達した入札
- (17) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札をした者の入札

2 市長は、開札をした場合において入札参加者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他不正の行為をしたと思われるときは、速やかに内容を調査し、競争入札の意義が失わ

れたと判断した場合には、その者のした入札又は当該入札を無効とすることができます。

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（総合評価落札方式による競争入札にあっては、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とし、又は、調査基準価格を設けたときは、次に掲げる事項を適用し落札者を決定する。

(1) 地方自治法施行令第167条の10第1項を適用する。

(2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、市長は、入札をした者に対して、「保留」を宣言し、調査検討の上落札者は後日決定する旨を告げて、当該入札を終了する。

(3) 前号の場合、入札をした者は市が行う説明聴取に協力するとともに、入札金額内訳書を提出しなければならない。

(4) 落札者が決定したときは、市長は、落札者の称号又は名称及び入札金額を、入札をした者へ直ちに通知をする。

(再度入札)

第15条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便入札による場合は、速やかに再度の入札を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札に参加しなかった者又は入札を辞退した者

(2) 第13条第1項第1号から第13号までの規定に基づき無効とされた入札をした者

(3) 最低制限価格に達しない入札をした者

(4) 調査基準価格に達しない入札をした者のうち、調査により落札者とならなかった入札をした者

(再度入札の入札保証金)

第16条 前条第1項の規定により再度入札を行う場合においては、初回の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(落札者となるべき者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第17条 落札者となるべき価格（総合評価落札方式による競争入札にあっては、価格その他条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第18条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は商号又は名称及び入札金額を、落札者がないときはその旨を、入札をした者のうち開札に立ち会った者に直ちに口頭で知らせる。ただし、郵便入札による場合には、速やかに全ての入札者に書面による通知を行う。

(不落随意契約)

第19条 再度入札を行つた結果、最低価格が予定価格に達しなかつた場合であつて、市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約が可能であると認めたときには、最低価格（総合評価落札方式による競争入札にあっては、別に定める条件）をもって入札をした者（以下「最低価格者」という。）から見積書を徴し、見積額が予定価格に達した場合に契約を締結するものとする。この場合において、最低価格者は設計図書について嫌疑があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積書を徴する回数は、2回を超えてはならない。

(指名替え)

第20条 指名競争入札において、次のいずれかに該当するときは、指名替えを行うものとする。

(1) 市長が前条第1項に規定する随意契約が不可能であると判断した場合

(2) 最低価格者が見積書を提出しない場合

(3) 最低価格者から見積書を徴した結果、見積価格が予定価格に達しなかつた場合

(4) 入札参加者の全部が辞退した場合

(契約の締結)

第21条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して8日（休日の日数は算入しない。）以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める

場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第22条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徵する。この場合においては前条を準用する。

(契約の確定)

第23条 契約書を作成する契約にあっては、契約当時者双方が記名押印したときに確定する。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格が1億5,000万円以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年湖西市条例第1号）の定めるところにより、議会の議決を付さなければならない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の規程により議会の議決によることを要しない契約にあっては、この限りでない。

3 前項本文においては、仮契約を締結し議会の議決を得た後、当該本契約を締結するものとする。

4 前項の仮契約の締結については、第21条の規定を準用するものとする。

5 落札者は、締結した契約の着手日が到来する前に、当該契約に着手してはならない。

(入札保証金の返還)

第24条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第25条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

(3) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第26条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府の保証のある債券

(4) 市長が確実と認める社債

(5) 銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあっては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあっては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額、同項第5号及び第6号に掲げるものにあってはその保証する金額とする。

(履行保証保険証券等の提出)

第27条 落札者は、第25条第1項第1号若しくは第2号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第1項第5号若しくは第6号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の契約保証金への充当)

第28条 市長において必要があると認める場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(異議の申立)

第29条 入札をした者は、入札後この心得、設計図書、契約書式及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(随意契約を行う場合の取扱い)

第30条 随意契約を行う場合にあっては、この心得の規定（第11条第1項及び第4項、第19項の規定を除く。）の例による。

この心得は、平成28年5月16日から施行する。

附 則（令和元年8月1日一部改正）

この心得は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この心得は、公布の日から施行する。

この心得は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

物件明細書(令和7年度シンクライアント端末等購入)

明細 1/4

納入者:株式会社 TOKAIコミュニケーションズ
住所: 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8
担当: 藤本 淳也
電話: 080-9468-8324
メールアドレス: fujimoto_junya@tokai-grp.co.jp

ノート型シンクライアント端末

項	品名	商品コード	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
1	MiNT-ACC Note MJ64W	NOTE-MJ64W	300	68,900	20,670,000
2	有線光学式マウス	PS0270NA1MOU	300	800	240,000
3	キッティング・搬入 一式	—	1	490,000	490,000
				合計(税抜)	21,400,000
				合計(税込)	23,540,000

物件明細書(令和7年度シンクライアント端末等購入)

明細 2/4

納入者: 株式会社 TOKAIコミュニケーションズ
住所: 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8
担当: 藤本 淳也
電話: 080-9468-8324
メールアドレス: fujimoto_junya@tokai-grp.co.jp

ノート型シンクライアント端末(管理用)

項	品名	商品コード	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
1	MiNT-ACC Note MJ64W	NOTE-MJ64MW-I3	10	126,400	1,264,000
2	有線光学式マウス	PS0270NA1MOU	10	800	8,000
4	キッティング・搬入 一式	—	1	31,000	31,000
				合計(税抜)	1,303,000
				合計(税込)	1,433,300

物件明細書(令和7年度シンクライアント端末等購入)

明細 3/4

納入者: 株式会社 TOKAIコミュニケーションズ
住所: 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8
担当: 藤本 淳也
電話: 080-9468-8324
メールアドレス: fujimoto_junya@tokai-grp.co.jp

液晶ディスプレイおよびHDMI-VGA変換アダプタ

項	品名	商品コード	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
1	PHILIPS 液晶ディスプレイ	221S9A/11	20	9,900	198,000
2	エレコム 変換アダプタ/HDMI-VGA	AD-HDMIVGABK2	30	1,600	48,000
				合計(税抜)	246,000
				合計(税込)	270,600

物件明細書(令和7年度シンクライアント端末等購入)

明細 4/4

納入者:NECフィールディング 株式会社
住所: 〒435-0047 浜松市東区原島町111
担当: 亀山 直人
電話: 080-2021-4616
メールアドレス: naoto-kameyama@nec.com

RADIUS GUARD S V7ライセンス拡張

項	品名	商品コード	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
1	RG-ACP-500-2500ライセンス拡張	—	2	491,000	982,000
2	500-2500ライセンス更新費用差額	—	6	146,000	876,000
3	ライセンス拡張作業費	—	1	542,000	542,000
				合計(税抜)	2,400,000
				合計(税込)	2,640,000

入札書

1. 入札番号 湖契第 D-7 号
2. 件名 令和7年度シンクライアント端末等購入

上記の賃貸借を湖西市電子計算機等競争契約入札心得承諾の上、下記の金額で請け負いたいので、申し込みます。

入札金額
(月額)

千	百	拾	万	千	百	拾	円

令和7年10月8日

発注者 湖西市長 田内 浩之 様

住所又は所在地

入札者 名称又は氏名

印

代表者名

入札書

1. 入札番号 湖契第 D-○ 号

2. 件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

上記の賃貸借を湖西市電子計算機等競争契約入札心得承諾の上、下記の金額で請け負いたいので、申し込みます。

入札金額
(月額)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○	○

値は税抜価格を
記入すること令和○○年○○月○○日
(入札執行日を記載)

発注者 湖西市長 田内 浩之 様

住所又は所在地 ○○○○○○○○

入札者 名称又は氏名 ○○○○○○

印

代表者名 ○○○○

(委任状が出ている場合 代理人 氏名 印)

入札用封筒記載方法

表面

(長3封筒)

宛名	湖西市長 田内 浩之 様
入札番号	湖契第 D-7 号
(見積りの場合には見積番号)	
件名	令和7年度シンクライアント端末等購入
入札書在中	
令和7年10月8日 (入札執行日を記載)	

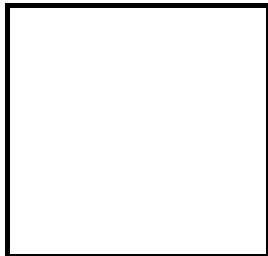
裏面



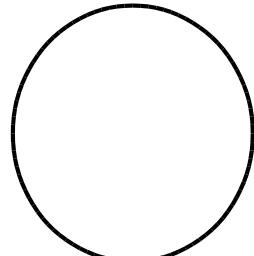
(様式2)

使用印鑑届

会社印



代表者印



上記の印鑑を入札及び見積もりの参加並びに契約の締結、代金の請求及び受領のため使用しますのでお届けします。

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

— 押印例 —

本社・本店等で取引 する場合 (個人の場合は、私印 等でよい。)	営業所等で取り引きする場合	
	営業所長等の印に法人名及 び営業所等の名所入りの印 鑑を使用の場合	営業所長等の印に法人名が入ってい ない印鑑を使用の場合は、営業所等 の印鑑(角印)も使用する。

(様式3)

市税の滞納等がない証明書交付申請書

(宛先) 湖西市長

令和 年 月 日

市役所処理欄		
確認書類	受付印	受付者
1. 運転免許証 2. 在留カード 3. その他 ()		

申請者 (窓口に来た人)	住所 (所在地)					証明対象者との関係 1. 本人 2. 同一世帯の家族 3. 従業員 4. その他 []
	ふりがな					
	氏名 (法人名・代表者名)					
	生年月日	明・大 昭・平・令	年	月	日	
証明対象者	所在地	<input type="checkbox"/> 上記と同じ				
	ふりがな					
	商号又は名称 代表者職氏名	<input type="checkbox"/> 上記と同じ 				
申請の理由	湖西市DX推進課の行う入札に参加をするため					
証明の内容	現に納期が到来したすべての湖西市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）において滞納していない者であること。				請求枚数	1枚

※本人又は同一世帯の家族以外の方が申請する場合は、以下の委任状により本人の委任を得てください。

※法人に係る証明申請の際は、証明者欄に代表者印を押印するか、代表者印が押印された委任状が必要です。

※証明対象者欄について（DX推進課にて追記）

証明対象者欄には、本店（主たる営業所）の名称を記入してください。

ただし、準市内業者のうち、本店（主たる営業所）以外の営業所（湖西営業所等）で湖西市税を納税している事業者に該当する場合は、本店の名称を記入した証明書だけではなく、当該営業所名を記入した分の証明書も提出書類としていますので、本店分と当該営業所分の2部を提出してください。

委任状

私の納税状況について、上記の者（申請者）が証明申請することについて、委任します。

令和 年 月 日 住 所
(所 在 地)

証明対象者 氏 名
(法人名・代表者名) 

(自署) 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日生

市税の滞納等がない証明書

上記の証明対象者（本人申請の場合は、申請者）は、次に該当する者であることを証明します。

- 現に納期が到来したすべての湖西市税（延納又は納税猶予に係る納税を除く）において滞納していない者
 湖西市において課税がない者

令和 年 月 日

静岡県湖西市長

印

提出書類省略許可申請書

下記、提出書類について省略することの許可を申請します。

1. 省略する提出書類

・
・
・

2. 提出した入札

※同一年度内で提出した入札の情報を記載すること

(1) 入札番号：湖契第 一 号

(2) 件 名：

令和 年 月 日

湖西市長 様

住所又は所在地

名称又は氏名

代表者名

印